

平成29事業年度業務実績等報告書「第1-7 調達方式の適正化」より抜粋

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-7	調達方式の適正化（調達等合理化計画に基づく一般競争入札等の着実な実施）

2. 主要な経年データ		達成目標	(参考)	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
評価対象となる指標				実績	構成比										
一般競争入札等	件数	—	—	12件	100%	18件	95%	14件	93%	9件	90%	8件	73%	61件	構成比 91%
	金額(百万円)	—	—	65	100%	187	99%	297	99%	122	92%	44	63%	715百万円	94%
随意契約	件数	—	—	—	—	1件	5%	1件	7%	1件	10%	3件	27%	6件	9%
	金額(百万円)	—	—	—	—	3	1%	3	1%	11	8%	26	37%	43百万円	6%
合計	件数	—	—	12件	100%	19件	100%	15件	100%	10件	100%	11件	100%	67件	100%
	金額(百万円)	—	—	65	100%	190	100%	300	100%	133	100%	69	100%	757百万円	100%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
7 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 ① 調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。	7 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 (1) 調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。	7 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 (1) 調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。	<主な定量的指標> 一般競争入札等の割合  <その他の指標> なし  <評価の視点> 調達等合理化計画に基づき一般競争入札等が実施されているか	<主要な業務実績> 7 調達方式の適正化 (1) 調達等合理化計画に基づく一般競争入札等の着実な実施 ○ 29年6月に「平成29年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画」を制定し、事務・事業の特性を踏まえ、PDC Aサイクルにより、一般競争入札の着実な実施、1者応札・1者応募の改善、調達に関するガバナンスの徹底に取り組んだ。なお、当該計画は、信用基金ウェブサイトで公表した。  ○ 29年度に締結した契約（少額随意契約を除く。）は、11件69百万円で、一般競争入札等8件44百万円、随意契約（競争性なし）3件26百万円であった。 なお、随意契約3件のうち2件は、財務会計システム（ソフトウェア）における運用・保守業務及び林業信用保証業務における情報系システムのメンテナンス業務であり、同システムの著作権を有する開発業者でない業務を遂行できないことから、契約審査会に諮ったうえで、随意契約を行った。また、残る1件は、27年度に企画競争により複数年度（27～29年度の3事業年度）で締結した監査契約の平成29事業年度分に係るもので、3年目の契約継続にあたり、28年度業務実績及び29年度の監査計画について契約審査会で審査を行い、適正と認められたことから、継続することとし、主務大臣による選任を受けて、随意契約を行ったものである。  ○ 1者応札・1者応募の改善の取組事項については、以下のとおり実施した。 ・ 過去に信用基金と契約をし、業務等を行ったことのある者しか応札できないような参加要件や仕様となっていないか等の確認 ・ 公告時期の前倒し及び実施時期が明らかな契約について発注予定の事前公表（29年4月）による準備期間の十分な確保	<自己評価> 評定：B 11件中8件が一般競争入札等となっており、1者応札・1者応募の改善に向けた取組も着実に実施したことから、Bとする。  <課題と対応> 引き続き、一般競争入札等を実施するとともに、1者応札・1者応募の改善に向けた取組を実施する。

- ・ 信用基金ウェブサイト等で公告したほか過去に入札参加したことのある業者等に対する声かけの実施
- ・ 入札説明資料の交付を受けたが応札しなかった業者等に対して、電話によるヒアリングや任意のアンケート調査を実施することによる不参加の原因の究明及び改善方策の検討
  - 以上の取組を行ったところ、29年度の1者応札・1者応募の契約は1件（自動車運行管理業務）であった（28年度5件）。
    - この自動車運行管理業務が1者応札・1者応募となったのは、一度公告したものの応札者がいなかったために再公告をすることとなったことに伴い、自動車運航管理業務開始までの期間が短くなり、再公告期間も短く設定（8日）せざるを得なかったことのほか、5者が入札説明書を受領したものの、運行管理者の確保が困難等の事情により4者が入札に参加しなかったことが理由として挙げられる。
- 調達に関するガバナンスの徹底
  - ・ オープンカウンター方式の試行実施
    - 少額随意契約の改善を図るため、より競争性や透明性に配慮した取組として、また、中小企業者、障害者就労施設等の積極的活用の取組として、可能な範囲で調達に参加を希望する者から広く見積書の提出を募るオープンカウンター方式による調達を29年7月から30年3月末まで試行実施し、11件の調達を行い、このうち、新規参入業者とは5件の契約を締結した。
      - なお、オープンカウンター方式による調達について、30年4月より本格実施することとした。
  - ・ 契約事務担当者以外の職員の立会いによる検収の徹底
    - 不祥事等の発生を未然に防止するため、調達対象物品等の納品時の検査に際しては、当該契約の事務に直接関係しない担当者が立会い、検査調書に記名した。（29年度の検査調書は20件）
  - ・ 随意契約に関する内部統制の確立
    - 契約審査会（29年11月から「契約審査委員会」に改称）において、以下の随意契約の適正性の点検を行い、了承された。
      - ① 29年4月 林業信用保証業務における「情報系システム」のメンテナンス業務
      - ② 7月 財務会計システムのプログラム改修
      - ③ 9月 29事業年度会計監査業務その他2件
      - ④ 11月 漁業保証保険システムに係る月次更新プログラム改修業務
      - ⑤ 30年1月 基幹LANシステムのファイアウォール等におけるファームウェアアップグレード作業
      - ⑥ 3月 漁業保証保険システム及び貸付金管理システムに係る保守業務その他3件
  - ・ 調達担当者に対する、調達に関する外部研修への参加
    - 官公需確保対策地方推進協議会において実施された新規中小企業者等の活用のための措置等の研修に、担当職員が参加した（29年9月1名）。
      - グリーン購入法基本方針及び環境配慮契約法基本方針説明会において実施

<p>された環境物品の調達に係る研修に、担当職員が参加（30年2月1名）した。</p> <p>これらの研修で受講した内容については、物品購入を行う場合の事前確認に活用したほか、契約担当部署と情報を共有することで、中小企業者等との契約や環境物品の調達の推進に資した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達担当者に対する、調達に関する内部研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な契約方法の実施を図るため、総務課による「平成29年度契約事務説明会」を各部室課の調達担当者に対して29年6月に開催し、 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 少額随意契約におけるオープンカウンター方式による調達に係る事務手続き</li> <li>② 中小企業者及び障害者就労施設からの受注、調達の推進を図ること、また、ワークライフバランス等を推進する企業を評価する取組を行うこと</li> <li>③ 環境への負荷の少ない物品等の調達推進</li> <li>④ 入札談合の防止に向けての取組</li> </ol> 等の説明を行い、37名が参加した。 </li> </ul> </li> <li>・ 調達に関する事務処理マニュアル等の整備・周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>各部署の調達担当者が適正な契約方法の実施を図るため、「契約事務手続きマニュアル」を29年4月に作成し、煩雑な契約事務手続きについて書式を定める等、統一的に事務を遂行できるようにするとともに、メールにより役職員に通知し、周知を図った。</li> </ul> </li> </ul>
--

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-7	調達方式の適正化（契約監視委員会において事後点検及び契約審査委員会の活用等による適正な契約の実施）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>② 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>また、契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。</p>	<p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(2) 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>また、契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等について、真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。</p>	<p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(2) 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>また、契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等について、真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか、随意契約の理由が妥当か等契約の適正な実施を図る。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 契約監視委員会等により、契約の適正化が図られているか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; (2) 契約監視委員会において事後点検及び契約審査委員会の活用等による適正な契約の実施</p> <p>○ 29年4月に契約監視委員会（注1）を開催し、①28年度調達等合理化計画の自己評価（案）、②29年度調達等合理化計画（案）について、点検・検討を実施した。</p> <p>その際、委員から以下のとおり意見・質問が出された。</p> <p>① 情報システムの1者応札・1者応募の改善策として「公告期間の更なる長期化を図る」としているが、直接的な改善になっていないのではないか。外部有識者（例えばC I O 補佐官）を入れる等の検討をして欲しい。</p> <p>② 情報システムの1者応札・1者応募の改善策として「公告期間の更なる長期化を図る」としているが、契約締結日が29年3月となっている1者応札案件もあり、年度中で必要なシステム修正は事前想定されていると思うので、もっと早期から準備をして公告期間をとる等の対応はできなかったのか。これに対して、以下のとおり説明した。</p> <p>① 「C I O 補佐官」については、現在契約をしていないが、仕様書の作成に対する支援を受ける等改善策として必要であるので前向きに検討する。また、公告期間中に入札参加希望者が来たら、仕様書等をすぐに閲覧できるような体制を整える。</p> <p>② 前回の契約期限が年度末ということもあり、今回も年度末となったが、改修業務については、早い時期から準備して公告期間を長くとれば別の事業者が参加しやすかった可能性があった。</p> <p>○ 29年度は契約審査会（29年11月から「契約審査委員会」に改称。注2）を10回開催し、以下のとおりいずれも了承された。</p> <p>① 29年4月 林業信用保証業務における「情報系システム」のメンテナンス業務の随意契約の適正性の点検</p> <p>② 5月 少額随意契約におけるオープンカウンター方式の試行実施及び29年4月に開催された第9回契約監視委員会の議事概要につい</p>	<p>&lt;自己評価&gt; 評定：B</p> <p>契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等により、契約の適正化を図ったことから、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 引き続き契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等による契約の適正化を図るとともに、契約監視委員会においてなされた提案について、検討の上実施する。</p>

での報告

- ③ 7月 財務会計システムのプログラム改修の随意契約の適正性の点検
- ④ 9月 C I O補佐官の設置に伴う調達手続きの見直し及び少額随意契約におけるオープンカウンター方式の試行実施状況の報告並びに29事業年度会計監査業務に係る随意契約他2件の適正性の点検
- ⑤ 11月 漁業保証保険システムに係る月次更新プログラム改修業務の随意契約の適正性の点検
- ⑥ 30年1月 契約事務取扱細則等の改正について及び基幹LANシステムのファイアウォール等におけるファームウェアアップグレード作業の随意契約の適正性の点検
- ⑦～⑩ 3月 オープンカウンター方式の平成30年4月からの本格実施について及び平成29年度調達等合理化計画に対する取組状況と平成30年度調達等合理化計画の策定について報告並びに漁業保証保険システム及び貸付金管理システムに係る保守業務に係る随意契約他3件の適正性の点検

(注1) 契約監視委員会は、弁護士、公認会計士、税理士及び信用基金監事をもって構成し、調達等合理化計画の策定及び同計画の自己評価の点検を行うとともに、個々の契約案件の競争性が確保されているかの事後点検を行うもので、年1回以上開催することとしており、その構成委員名、議事結果を信用基金ウェブサイトで公表している。

(注2) 契約審査会(29年11月から「契約審査委員会」に改称)は、総括理事(総務担当)、財務会計担当理事、総括調整役及び参事をもって構成し、調達等合理化計画の推進及び随意契約(少額随意契約及び公募による随意契約を除く)の審査を行うものである。

なお、11月以降「契約審査委員会」と改称し、情報システムに係る契約審査については、C I O補佐官とシステム管理課長が参加して意見を聴取している。

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-7	調達方式の適正化（取組状況の公表）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>③ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(3) 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(3) 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 公表すべき契約を公表し、契約状況のフォローアップが行われているか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; (3) 取組状況の公表</p> <p>○ 契約情報取扱公表要領に基づき、予定価格が以下の額を超える29年度に契約締結した11件69百万円について、信用基金ウェブサイトで公表した。</p> <p>また、各個別案件については、改善状況取組状況表による1者応札・1者応募の改善項目毎の取組状況の確認、契約監視委員会による事後点検を行うことによりフォローアップを実施している。</p> <p>【公表する契約】（消費税相当分を含む。）</p> <p>工事又は製造・・・・・・・・予定価格250万円超                  財産の購入・・・・・・・・予定価格160万円超                  賃借・・・・・・・・予定価格80万円超                  その他の役務・・・・・・・・予定価格100万円超</p> <p>○ 29年7月に、28年度調達等合理化計画の進捗状況に関する自己評価結果及び29年度調達等合理化計画を信用基金ウェブサイトで公表した。</p>	<p>&lt;自己評価&gt; 評定：B</p> <p>公表すべき契約を全て公表し、調達等合理化計画を踏まえた取組状況についてフォローアップを実施したことから、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 公表すべき契約を公表し、取組状況についてフォローアップを着実に実施する。</p>